

## 細則

東京都立新宿高等学校 P T A

1. 特別事業を行う事業部として、指名委員会と ICT 委員会を設ける。【第 5 条→：】
2. 本会の役員のうち、保護者の担当する役員は、原則として、学年部ごとに 2 名から 4 名とする。【第 6 条→：】
- 2-2. 本会の事業部委員は、各学級より 1 名以上選出する。ただし、3 学年の指名委員についてはこの限りではない。【第 6 条→：】
- 2-3. 本会の学級委員は、原則として、各学級より 2 名選出する。【第 6 条→：】
3. 指名委員会は、各学級 1 名（3 学年除く）の指名委員によって構成し、保護者の担当する役員候補の指名を任務とする。指名委員会は任務終了とともに解散する。
4. ICT 委員会は、役員（顧問含む）、各事業部委員、各学年部委員のそれぞれ若干名により構成し、ICT 環境の整備、PTA サイトの運営を任務とする。
5. 職員の担当する役員は、総会の前までに校長が委嘱し、総会において報告する。【第 8 条—1→：】
6. 4 月に仮承認を得た新役員候補は、仮承認後現役員と共に任務の業務を行うことができるものとする。【第 9 条→：】
7. 運営委員会の開催回数は、原則年 3 回開催することとする。【第 12 条→：】
8. 理事会の開催回数は、年 3 回程度とし、原則として、運営委員会の前に開催する。【第 13 条→：】
9. 校長・副校長は、各会議の構成員の規定にかかわらず、各会議へ随時出席し、発言することができる。
10. 事業部の各部委員会は、業務の遂行にあたり、運営委員会へ提案して決定を得ることが不可能な、急務を行う必要がある場合には、事前に会長に報告することにより運営委員会への事後報告によって、認容されるものとする。【第 14 条→：】
11. 各学年部委員会は、業務の遂行にあたり、運営委員会へ提案して承認による委任を得ることが不可能な、急務を行う必要がある場合には、事前に会長に報告することにより運営委員会への事後報告によって、認容されるものとする。【第 15 条→：】
12. 転校又は休学等の扱いについては以下のとおりとする。
  - (1) 転校又は退学等により年度途中で本校に在籍しなくなった場合は会費の返金を行わない。
  - (2) 年度途中で留学又は休学となった場合は会費の返金を行わない。
  - (3) 年度途中で転入学等により本会会員となった場合、又は留学・休学から復学した場合の会費は別表のとおりとする。

別表

会員となる時期等	会費
新年度入学・進級(留学又は休学中のもの含む)	4,000 円
7 月 20 日迄の転入学	4,000 円
7 月 21 日以降 9 月 30 日迄の転入学	3,000 円
10 月 1 日以降 12 月 31 日迄の転入学	2,000 円
1 月 1 日以降の転入学	1,000 円

13.本細則は、1996 年 1 月 20 日より施行するものとする。

改正の記録

2006.5.27

2008.1.12

2008.5.10

2009.5.23

2012.5.12

2019.4.27

2020.4.25 (1.8.13 改訂)

2021.2.20(2 改訂.3 削除.以下条文繰上げ.12 改訂)